

放射線発生装置の解体等に伴って発生するRI汚染物（放射化物）のクリアランス対象物のうち再利用、再使用の対象となるものとその物量について（案）[見直し前]

平成21年9月28日

放射線規制室

クリアランス対象汚染物				評価経路			
区分	クリアランスの対象となる主な物品名		汚染物量 (ton)		埋設処分	再利用	再使用
			大規模施設*	小規模施設**			
金属	鉄	電磁石、鉄遮へい、 加速管、他	8600	8	○ (電磁石、鉄遮へい、加速管他の一部)	○	—
	SUS	真空ダクト、真空ポンプ、 冷却水配管他	310	0.01	○ (真空ダクト、冷却水配管の一部)	○	○ (真空ポンプ)
	アルミ	真空箱、配管他	1.5	0.1	○ (配管の一部)	○	—
	銅	電磁石コイル、ケーブル他	730	1.1	○ (ケーブルの一部)	○	—
	鉛	鉛遮へい	0	0.4	—	○	—
	小計		9600	9.2			
コンクリート			73000	250	○ (一部)	○	—
合計			82600	260			

\* : 研究機関等施設の推定量（最大）

\*\* : 医療機関施設の推定量